

鴨川市移動教室バス管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第4号

鴨川市移動教室バス管理規則の一部を改正する規則

鴨川市移動教室バス管理規則（平成17年鴨川市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「55人」を「60人」に改め、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）鴨川市が設置する中学校の部活動又はこれに類する活動のために使用する場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。